社会福祉法人潤生会　役員等報酬に関する規程

（目的）

第1条　この規程は，社会福祉法人潤生会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき，この法人の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（定義等）

第2条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは，理事及び監事をいい，評議員と併せて役員等という。

(2)　常勤の理事とは，理事のうち，この法人を主たる勤務場所とし，一ヶ月当たりの出勤日数15日以上，1日当たり4時間以上の者をいう。

(3) 理事のうち理事会において選定された者を理事長という。

(4)　非常勤の役員とは，役員のうち，常勤の理事以外の者をいう。

(5) 評議員とは、社会福祉法人潤生会定款（以下、「定款」という。）第2章の規定に基づき置かれる者をいう。

(5)　報酬等とは，報酬，賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって，その名称の如何を問わない。また，費用とは明確に区分されるものとする。

(6)　費用とは，職務遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい，報酬とは明確に区分されるものとする。

（役員報酬の総額）

第3条　役員に対する報酬の各年度の総額は4,500,000円以内とする。

（報酬等の支給）

第4条　この法人は役員等に対して，職務執行の対価として，次のとおり報酬等を支給することができる。ただし，この法人の職員を兼務し，職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2　常勤の理事（職員給与の支給がない者）及び理事長に選定された者に対しては、職務に対しての報酬を月額で支給することができる。

3　非常勤の役員等に対しては，理事会又は評議員会への出席，指導監査・指名競争入札への立会など法人・施設運営のための業務にあたった都度，支給することができる。

4　評議員には，定款第9条に基づく金額の範囲内で，報酬を支給することができる。

5　評議員選任・解任委員には,「社会福祉法人潤生会 評議員選任・解任委員会運営規則」（以下,「選任・解任委員会運営規則」という。）第6条に基づき,報酬を支給することができる。

（報酬の額及び算定方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は,別表掲げる報酬等の区分に応じ,年度の総額及び当該各号に定める範囲内で,評議員会において決定する。

2　非常勤の役員に対する報酬の額は年度の総額及び別表2に定める範囲内で,評議員会において決定する。

3　評議員に対する報酬の額は,定款第9条に定める金額の範囲内で別表に定める額とする。

4　評議員選任・解任委員に対する報酬の額は,「選任・解任委員会運営規則」第6条に基づき,別表のその他に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第6条 常勤の理事及び理事長に対する報酬等の支給の時期は,毎月25日（ただし、その日が土曜日,日曜日又は祝日の場合は,前日に支給する。

2　非常勤の役員及び評議員に対する報酬は,理事会又は評議員会への出席,指導監査･指名競争入札への立会など法人･施設運営のための業務にあたった都度,支給する。

3　報酬等は,常勤の理事以外は現金により本人に支給する。

（報酬の支給方法）

（費用）

第7条　役員等が出張する場合は,法人職員旅費規程に基づいて,旅費を支給する。

2　役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については,これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

（補則）

第8条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるも のとする。

（公表）

第9条　この法人は,この規程をもって,社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

（改廃）
第11条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則
この規程は平成29年 6月24日から施行する。
この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

＜別表＞
役員等の報酬等の額（第4条関係）

役 職 名	報　　酬　　の　　額
評　　議　　員	会議等への出席： 1回につき5,000円
常　勤　役　員	月額　300,000円　　賞与6・12月　　各150,000円 （職員としての給与が支給される者を除く。）
非 常 勤 役 員	会議等への出席： 1回につき5,000円

社会福祉法人潤生会　役員名簿

令和7年6月28日 現在　　理事6名　　監事2名

職名	氏　名	主な経歴等
理事長	藤野修一	養護老人ホーム寿老園施設長 瀬戸内町社会福祉協議会理事 瀬戸内町商工会理事
理　事	泰江章夫	元歯科院院長 瀬戸内ライオンズクラブ元会長
理　事	久保成雄	久保司法書士事務所代表 元瀬戸内町森林組合組合長
理　事	桂　久和	医療法人徳洲会病院医師
理　事	富田正之	瀬戸内ガス㈱代表取締役会長 富田商事㈱代表取締役会長 瀬戸内ロータリークラブ会員
理　事	服部千賀子	元会社役員
監　事	田原清宏	田原モータース代表 瀬戸内町商工会理事 地区民生委員
監　事	前田幸俊	前田社会保険労務士代表 鹿児島県社会保険労務士会会員

社会福祉法人潤生会　評議員名簿

令和7年6月9日 現在　　評議員7名

役職名	氏　名	主な経歴等
評議員	中島　良	元瀬戸内町教育委員
評議員	徳　俊之	瀬戸内ライオンズクラブ会員
評議員	藤井愛一郎	瀬戸内町商工会理事
評議員	満永雅之	会社員
評議員	久保浩康	行政書士
評議員	八木智広	元会社役員
評議員	求　伸幸	会社員